

## 前回政策対話の議論の整理

第7回政策対話では、「SAICM への取組状況及び今後の進め方について」をテーマに、SAICM への取組状況の点検報告書（案）についてご確認いただくと共に、我が国の取組としてアピールすべき点や今後推進すべき取組について議論した。その結果、各メンバーや取組主体によって受け止め方は様々であるが、概ね次のような意見があった。

### 【SAICM への取組み状況及び今後の進め方に関するご質問、ご指摘】

※ イタリックは、政策対話後に行った点検報告書での対応を記載したもの。

- ◇ 水銀に関する水俣条約締結に向けて国内での取組は進んでおり、最新状況として反映すれば、どこまで実施したかをアピールでき、日本の取組みがよく理解されると思う。（浅田委員）
  - しっかり日本の取組みが見えるように（資料の記載に関しては最新版へ）修正していきたい。（環境省）
  - ⇒ 国の点検報告書に水俣条約担保法成立等の状況及び水銀に係る国際協力の取組について追記しました。
- ◇ 資料 2-2（地方公共団体編）はよくまとまっているが、地方公共団体ごとの取組みを調査したのであれば、それぞれの地方公共団体個別の取組みがわかるような情報を掲載すべき。また優良事例の中の岐阜県アイガモロボットは研究段階なので、記載しない方がよいのではないかと。（中地委員）
  - アイガモロボットはアピールにはなるので掲載して良いと思う。（北野座長）
  - 地方自治体別の調査結果を個票としてつけることを検討してはどうか。（北野座長）
  - ⇒ 地方公共団体編の点検報告書については、より多くの取組事例を記載する構成といたしました。
- ◇ リスクコミュニケーションの内容に関して、実施した事実だけでなく、どのように実施したのか、その詳細を記載してはどうか。（井上委員）
  - リスクコミュニケーションを実施した地方公共団体はアンケートを実施しているはずなので、そのデータを解析する等して、回数だけでなく中身の評価も検討してはどうか。（北野座長）
  - 資料 2-2 の 2.7 に関して、リスクコミュニケーションの推進等の「等」は何なのか、他の項目との住み分けを明確にするべき。（橘高委員）
  - ⇒ 「リスクコミュニケーションの推進等の取組」の脚注として「Web 上でのリスクコミュニケーションの事例紹介や、セミナーによるリスクコミュニケーションの紹介等も含まれている。」旨を付記しました。
- ◇ 資料 2-1（国）の素案の、未解明の対応との項目にて、今後の課題に関して、どこまで進捗しており、何が問題なのか、より明確に記載すべき。（中下委員）
  - 書きぶりは環境基本計画の点検と同時並行で進め、同計画において記載されたとおりとしてお

り、その点に関しては了解を頂きたい。ただ、実際にどのような取り組みを実施したのかという情報を共有していく努力も必要と認識しており、今回、駆除剤、化学物質の内分泌かく乱作用に関する取り組みに関して情報を提供する。(環境省)

- ◇ ICCM4 へ向けた準備の過程で、UNEP 等の他の機関の様々な取り組みには進捗があったはず。資料 2-1 の p78 以降の「取り組み状況の総括と今後の課題」に関して、特に新規政策課題 (EPI) 等の最新情報が反映されているのか。されていないのであれば、その点を配慮すべきである。日本の取組内容は十分だと思うので、それをいかに上手く反映させるか、対外的なアピールも含め検討して欲しい。(庄野委員)
  - EPI では、内分泌かく乱化学物質や、環境中医薬品等も取り上げられており、それらに関して追記しても良いと考えている。ただし関係省庁と相談が必要だと思うので、持ち帰り検討する。(環境省)
- ⇒ OEWG における環境残留性のある医薬汚染物質に関する議論に対応し、国の点検報告書に環境省の「水環境中で検出される医薬品等 (PPCPs) による生態系への影響把握」の取り組みについて追記いたしました。
  
- ◇ 資料 2-1 (国) の p80 の PCB 廃棄物に関する記載は、<未解明の問題への対応>のカテゴリーではなく、<安全・安心の一層の増進>か<ライフサイクル全体のリスクの削減>へ記載場所を変更すべきではないか。(中地委員)
  - そのように変更すべき。(北野座長)
- ⇒ 記載場所を変更しました。
  
- ◇ 資料 2-1 (国)、p59 周辺のリスクコミュニケーションの推進に関する記載に関して、冒頭に記載しているアンケートは平成 22 年のものだが、最新版はないのか。(崎田委員)
  - 内閣府による調査だが、毎年は実施していないだろう (注: 最新版は平成 22 年であることを確認済み)。(環境省)
  
- ◇ 消費者が今後きちんと自分たちの消費選択あるいは使用、廃棄等に関わる行動を進めるための表示や仕組みについて、具体的な問題意識が見えてこない。例えば資料 2-4 の市民・消費者団体、NGO/NPO 編という別冊があるが、各団体の取り組みの背景を「はじめに」へ記載してはどうか。(崎田委員)
- ⇒ 市民・消費者団体、NGO/NPO 編の点検報告書の「はじめに」に追記を行いました。
  
- ◇ 消費者製品における化学物質の表示が統一されていない。規制ごとの縦割りを超えて、統一の表示制度をつくる等、表示を一元化する方向性について、資料のどこにも記載していないので p79 の今後の課題の中に記載して欲しい。(中下委員)
  - データベースの化学物質名の表記方法も統一して欲しい。データベースが統一されていなければ、消費者が物質ごとの毒性等を調べることは難しい。(橋高委員)

- EPIの中に製品中化学物質が含まれており、資料2-1のp66以降に家庭用品品質表示法における取組が記載されているが、界面活性剤等の表示が製品によっては非常にわかりにくいという問題は以前から指摘されている。消費者サイドに立ったわかりやすい表示のあり方を今後の課題として記載して欲しい。(中地委員)
- 中下委員、橋高委員の指摘は、化学物質の表記方法に関する課題だと認識しており、政府にとってもわかりにくいとの認識はある。有効な対応を講じられるかわからないが、問題意識自体は理解したので、関係省庁と意見交換はしたいと思う。(環境省)
- 少なくとも、各規制の化学物質の表記の互換表のようなものを作り、せめて物質の名称ごとに同じものなのか、そうでないのかわかるシステムは必要。早急に対応願いたい。(中下委員)
- CAS番号はどのように管理されているのか。(有田委員)
- CASはCASサービスという世界的なデータベース企業が管理している。化学物質というものは、そもそもそれ自体で一つしか存在しないので、名称を統一しなくても、CAS番号により特定は可能である。名称が統一されていないことに関しては、日本だけでなく世界的な問題であり、名称の付け方もIUPACやCAS等で統一されておらず、国によっても異なり、GHSのような国際的な組織が統一的に対応するべきではないかと考えている。(庄野委員)

⇒ 国の点検報告書に下線の通り追記しました。

#### IV 取り組み状況の総括と今後の課題

「(略) また、国による取組だけでなく、関係する主体による適切なリスク低減のための行動を促すため、主体間での化学物質に関する情報提供のための制度整備や消費者との適切な情報共有のための取組等を推進するとともに、リスクコミュニケーションの一層の推進による意識啓発と信頼関係の醸成を図ることが必要である。」

- ◇ 環境省のファクトシートには、物質がどの製品に使用されているのか記載されており理解しやすかったが、その後、対象物質を広げていくとの方針であったが、どのような状況なのか教えて欲しい。例えば、NITEがCHRIP等の安全性情報基盤を構築しているが、内容が徐々に専門的になってきており、分かりやすい情報という位置づけのファクトシートは重要だと思っている。(有田委員)
- ファクトシートは色々な方に情報を共有する観点から重要な位置づけだと認識しているが、規模が大きくなり毎年の更新が難しくなっているという現状がある。(環境省)

- ◇ タイやベトナム等の二国間との取組に、日化協が参加しており、タイ等でのPRTR制度の導入も計画されている。このような日本と他国とがつながる取組をうまくアピールして欲しい。(浅田委員)

⇒ 国の点検報告書に下線の通り追記しました。

#### <情報発信・共有や技術支援>

##### 【アジア地域における政策ダイアログ等】(経済産業省、環境省)

「(略) 経済産業省では、化学物質管理政策対話の設立や技術協力を実施することにより、科学的なリスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築を支援するため、平成24年8月30日にタイと、平成24年7月15日にベトナムとそれぞれ協力文書を締結した。当該協力文書に基づき、我が国の産業界と協力しながら制度構築に必要な情報の提供や人材育成支援を行っているほか、「日泰

「化学物質管理政策対話」及び「日越化学物質管理政策対話」を平成24年から毎年開催している。」

- ◇ 資料2-5に関して、水銀に関する取組は、日本でのライフサイクル全体で積極的に活動されている、インパクトのある取組なので、点検報告書へうまく反映して欲しい。(崎田委員)
- ⇒ 国の点検報告書に水俣条約担保法成立等の状況及び水銀に係る国際協力の取組について追記しました。(再掲)

### 【国際化学物質管理会議、第2回公開作業部会(ICCM/OEWG2)の結果報告に関するご質問、ご指摘】

- ◇ その他の懸念事項のペルフルオロ化合物(PFC)に関して、詳細を説明して欲しい。(中地委員)
  - PFCの代替を促進するために、PFCグループを主導しているUNEPとOECDからそれぞれ活動報告があった。その中でUNEPによる、情報交換を促進するためにウェビナー等の活動や、OECDのプロジェクトにおけるリスク削減のためのアプローチを示す報告書の作成等の活動報告がされた。(環境省)
- ◇ 毒性の高い農薬とは、何がターゲットになっているのか。(中下委員)
  - 各地での情報を集めて報告書を作成する提案が出されたという初期段階である。現在明確な定義はなされていないが、アフリカでは自分たちが使っている農薬が何かわからない、どれだけ被害があるかわからない、安全管理上の扱い方が適切でない、との報告が発端になり、対策を検討する方針となった。その中で、HHP(Highly Hazardous Pesticides)を定義して白黒をつけることに意味があるというよりは、むしろ適切な管理能力を有することが重要との方針になり、対象としては緩い定義を考えているようである。まだ決定はされていないが、「様々な国内、国外の条約、法律等で危険性のある物質」というように、各国で定義が違っても構わないといニュアンスで語られている。(環境省)
- ◇ 資料3で案内されたリンク先の文書は全て英語だと思うが、翻訳する予定はあるか。(井上委員)
  - 準備会合の翻訳に関しては考えていないが、ICCM4に関しては、全訳はできないものの、もう少し情報を日本語で提供できれば良いと考えている。(環境省)
- ◇ 資料2-5の2016年における国内実施計画の見直し検討の主なテーマが、資料3の(3)の新規政策課題及びその懸念事項、1、2、3だという理解で良いか。(谷口委員)
  - 見直しについては特に予断を有しておらず、ICCM4で特に関心があるであろう2020年目標をどう捉えていくかが重要になると思うが、ICCM4の後で検討したいと考えている。(環境省)
- ◇ 「EPIの登録」とはどういう意味か。(橘高委員)
  - OEWG2でEPIの対象と、登録の手続的な事項が決められた。登録行為とは、提案する国があり、それが所定のプロセスをとり、ICCMの会議で合意されればEPIとして登録されるという一連の行為を示している。登録された段階でリードする国際機関が決まるが、大体的場合は提

案の段階で、発案する国際組織と協力しており、そこが対応することが多く、その組織が進捗を報告することになる。なお、EPI から外れるルールは決められていない。(環境省)

- ◇ 国ごとに化学物質管理のレベルに大きな格差があると認識している。我が国として、化学物質管理に関して国内で先進的に取り組んでいくべきなのか、取り組みが遅れている他国に鑑み、底上げ的に労働者の安全衛生等の面を引き上げる活動すべきなのか、その点を国内実施計画において考慮されるべきと感じる。(山本委員)
  - 指摘の通り、国によっても格差はあり、途上国でも多層化が進んでいるので、今後配慮したいと考えている。(環境省)

### 【前回政策対話、議事 2 : SAICM への取り組み状況及び今後の進め方に関するご質問、ご指摘】

- ◇ 環境省の取組は、世界の先進的な取組に比べ遅れをとっているのではないかと。化学物質の内分泌かく乱作用に関して EU では、ヒトの影響、とりわけ子供の発達への影響が懸念されて規制に至ろうとしている。そういうことを考えると、一番重要なこれから生まれてくる子供たちの発達への影響という観点を落としてはいけない。これは環境省だけの問題ではなく、厚労省の問題でもあるので、対応はどうなっているのか、是非ともこの場で発表して欲しい。(中下委員)
  - 厚労省では、評価手法や毒性評価法の確立について厚生労働科学研究費の補助金で研究を継続的に進めており、各年の報告書はホームページ等で公表している。(厚生労働省)
- ◇ 現在実施しているのはホルモン関係の研究が中心だと思うが、EU 等では免疫系や脳神経系の発達への影響が懸念されている。国立医薬品食品衛生研究所の菅野先生のお話を伺ったが、シグナル毒性という従来の毒性とは異なる受容体を介した毒性が確認されている。EU では定量的なリスク評価で管理できるのか、それでは限界があるのかといった点で争われており、日本国内も科学者も交えて、より活発に同様の議論が行われてしかるべきだと思う。(中下委員)
  - EXTEND2010 も改定の時期なので、諸外国の動き等を把握しつつ対応していきたい。欧州では複数の法律で内分泌かく乱作用に関する規定がなされているので、定義を統一しなければ次のステップに進めない、との議論がなされていると理解している。(環境省)
- ◇ EXTEND2010 の概念図において、黒本調査でモニタリングを実施し、その結果検出されたものをばく露評価しているが、国際的に様々な毒性の可能性が指摘されているため、それらの可能性を念頭に置きながら、もう少し多くの物質を対象とするべき。ICCM4 で議題に挙がる EPPP(Environmentally Persistent Pharmaceutical Pollutants)等の物質についても、今後調査する必要が出てくると思うので、検討して欲しい。(中地委員)
  - 医薬品に関しては国内でも調査されており、継続して注意する必要があるが、国内で今のところ高いレベルで検出されていない。農薬等の物質に関しては、どのタイミングでサンプリングしたのかで環境濃度が変わるため、データの代表性への疑問が指摘されており、黒本調査の対象に追加するのは難しい。エコチル調査等も実施しているので、その進展も注視しつつ検討し

たい。(環境省)

- ◇ 殺虫剤の毒性に関しては既に明らかになっている。資料 4-2 では、いかなる法律でも規制されていない有効成分が大量にあることが示されており、大きな問題であることを再認識した。平成 18 年度に同様の調査を実施しているとのことだが、平成 26 年度の調査では使用量に関して調査されていない。調査したが公表していないのか、そもそも調査項目から除外したのか、調査項目が変更された理由を教えて欲しい。また、殺虫剤の規制についての今後の方向性についても教えて欲しい。  
(橘高委員)
  - この調査は、2 年間で、二段階のステップで調査された。1 回目と 2 回目とで調査項目が異なるのは、両方で項目が重複しないようにしたという考え方。今後の方向性については、関係省庁と意見交換をしたい。(環境省)
  
- ◇ 家庭用品の吸入事故でトップなのが殺虫剤である。環境省だけでなく、他の省庁も国民の健康を守るという観点で政策を進めて欲しい。事故の対応が遅れるのは行政が縦割りになっていることが原因だと思う。日本化学品輸出入協会へのヒアリングでは、化学物質管理制度の一元化は必要だという意見があったので、産業界はこの方針に反対ではない。どこかの主体がリーダーシップをとって対応する必要があるが、各省庁は手を挙げづらいと思うので、政策対話を良い機会として取組を進めて欲しい。(中下委員)
  - ICCM4 への準備等があるので、次年度以降の政策対話のテーマ案として検討する。(北野座長)
  
- ◇ 危険性が確認されるまで使用して良いという現在の考え方では、2020 年目標は何も達成されない。予防原則に則らない限り、何も進まない。10、20 年もの長期実験を重ねて、危険性が確認された段階では既に人間の体に有害物質が蓄積されていた事例は、公害の歴史の中ではっきりとしている。これらの経験を踏まえながら議論を進めて欲しい。(井上委員)
  - かつて政策対話で予防原則をテーマにしたことがあるが、意見の幅が広く 1 回の議論では合意を得られなかった。そのテーマに関しては、今後どのように議論を進めていくかも含め、政策対話のテーマとして再度検討したいと思う。(北野座長)

以上